

# 菊池法人会ニュース

# もやい

平成31年1月  
No.45

## 突撃編集長！

by SOMA

### P1 「経営に大切なことは、地域が潤うこと」

有限会社はしもと 代表取締役・女将  
橋本 千春



- P2 会長ご挨拶 P3 税務署長ご挨拶
- P4 税務署からのお知らせ
- P8 チャリティゴルフ大会
- P9 木村和也氏講演会／税制改正に関する提言書提出
- P10 税務署長表彰及び税に関する作品表彰
- P11 インターネットセミナーの提供
- P12 自主点検チェックシートの提供
- P13 大津支部企業視察研修会／大津支部経営セミナー
- P14 菊池支部全体会＆研修会／菊池支部企業視察研修
- P15 菊陽支部すぎなみクリーン作戦
- P16 献血／からいもフェスティバル
- P17 青年部会・女性部会合同税務研修会  
　租税教室講師育成研修会
- P18 菊池税務署＆竜門ダム見学会
- P19 大津南小租税教室 P20 戸崎小租税教室
- P21 女性の集い P22 お手玉寄付

よき経営者を目指すものの団体



## 突撃編集長！「地域のリーダーVIEW」 by SDMF

# 『経営に大切なことは、地域が潤うこと』

有限会社はしもと 代表取締役・女将  
橋本 千春

——①まずは、自社の歴史や近況をお聞かせ下さい。

弊社は、会社としての設立は平成17年ですが創業は昭和20年、もうすぐ74年ほどの歴史があります。三代目継承者である主人が他界してから、この由緒ある旅館を守っていきたい、残していく一心で今までやってきました。おかげさまで子ども達も全員一人立ちしましたので、今やっと経営に集中できている状況です（苦笑）

——すごいですね、子育てをしながらの経営って。

以前までは、会社を経営するのは子どもを育てる手段でしかなかったのですけど、やっぱり応援してくれる周りの人や地域の方々に恩返しがしたいと・・いつも繋がりを頂いている法人会には感謝ですね！

——②その長い歴史の中で、転換期とかはありましたか。

やはり、リーマンショックと2年前の熊本地震ですね。ホテル業は社会情勢やその時代の出来事に相当左右されますから。実を言うと、地元大津高校サッカー部の下宿場を平成21年からやっているのですが、熊本地震の時はたいへんでした。下宿場が一部崩壊し使用できなくなりましたから、一時ホテルの部屋を貸し出しました。もちろんその間、ホテルの収入はありません。苦しい時でしたが、周りの方々のサポートや下宿している子ども達を何とかしなければという想いで乗り切ることができました。そんな下宿事業も今年で11年目になります。今では下宿第一期生の子ども達が大人になり、指導者などに携わられる中で、色々なお話しを頂いています。

——③近年のキーワード、人材不足や働き方改革、インバウンド対策について教えて下さい。

社内での対応は、週休2日制の導入、有休消化の徹底に取り組み、ホテル事業の厳しい職場環境の改善に取り組んでいます。従業員にはとにかく長く働いてもらいたいと思っていますので。またインバウンドについては、地域でフリーWi-Fiを取り入れるなど町全体の取組みとして進めていきたいと考えています。宿泊は「待ち」の営業ですから、地域全体が盛り上がりなければならない、と思っています。最近、地元の有志が集まって「肥後大津にっこり会」という団体をつくりました。肥後大津駅周辺のすばらしい歴史と文化を多くの方に知って頂き、町全体が盛り上がるような施策をみんなで企画中です！

——④最後に今後の目標をお願いします。

弊社の理念のひとつに「大津町にとってなくてはならない会社になる」とあります。創業より80年近くこの町を見てきていますし、紆余曲折ありましたが、この地域の方々にサポートを頂きながらここまでやってこれました。もっと地域に根付いたホテルでありたいと、閉鎖していたレストラン「大津食房さくら」も一日一組限定で予約を承っております。そういう空間を提供することで地域に愛される、地元資本の企業としてずっと残していきたいと思っています。

# 新年のご挨拶

平成31年 年頭にあたり、謹んで新年のご挨拶を申し上げます。

菊池法人会の各事業運営に際しまして、会員の皆様には昨年中も多くのご支援とご協力を賜わり、心より厚く御礼申し上げます。

そして何より大変厳しかった今年度会員拡大も、合志・菊陽・大津・菊池4支部の支部長を御旗に、年末最後までの追い込みで会員企業816社（6社増）と、なんと6年連続の会員増という偉業を達成することが出来ました。言葉に出来ぬほどのご苦労もあったでしょうが、後世に残る菊池法人会の誇りです。ご尽力頂きました関係各位に改めまして深く感謝申し上げます。

さて、去る2016年4月14日、16日と二度に亘り、最大震度7を観測した熊本地震からやがて3年を迎えるとしています。この1年は国や熊本県、各自治体をはじめ、多くのボランティア活動による手厚い支援を受け、被災した環境から力強く復興へと向かった年ではなかったかと思います。ただ諸般の事情で、未だ復興の途につかれてない方もおられるのではないかと推察いたします。一日も早い復旧復興を願うばかりです。

さて私たちを取り巻く政治や生活・経済を象徴する企画で、京都・清水寺の『今年の漢字』が話題となりますが、昨年末は【災】でした。確かに色々な災難はありましたが、平成の最後を締めくくる一文字としては、少し寂しい思いを受けたのは私だけでしょうか。ただ『今年の漢字』の始まりが平成7年（1995年）に起きた阪神・淡路大震災の年で【震】でしたので、正に【震で始まり災で終わる】平成期だったのかもと思われます。であれば、【災い転じて福と為す】の格言の如く、平成の元号を閉じられる今上天皇は、東京五輪の開催など輝かしい未来に向けた備えの1年を残し、次の世代に託されたような計らいを感じます。

昨年も私たち菊池法人会は、公益社団法人としてより公共性を求め、数々の事業に取り組んできました。税務研修会や小学校での租税教室の開催、菊池川クリーンリバー作戦、からいもフェスティバルでのクイズによる税知識の普及活動や献血活動、お手玉遊びや花いっぱい活動等幅広く更にパワーアップしながら地域の皆さま方と交流を深めながら充実を図っています。菊池川クリーンリバー作戦では、菊池税務署の松永署長様はもとより、成富県北広域本部長、猿渡菊池警察署長や菊池金融団の各支店長などなど、多くの地域の皆さまから幅広くご支援いただきましたことに深く感謝申し上げるところです。

平成19年竜門小学校1校から始まった租税教室出前講座も13年目を迎え、菊池郡市2市2町の小学校30校のうち12校15教室で開催されるまでに拡がっています。

昨年も申し上げましたが、そうした中で私が最も貴重な体験だなど感じることは、会員の皆様が講師として教壇に立たれることです。税を納める仕組みや、税の使われ方を授業の中で次の世代に伝える役割を得ることは、企業人としての成長とも重なり、感慨深いものです。

最後に会員企業様の益々の事業発展と、ご健勝を祈念申し上げ新年の挨拶と致します。



会長  
山下 和貴

## 新年のごあいさつ

明けましておめでとうございます。

平成31年の年頭に当たり、謹んで新年の御挨拶を申し上げます。

公益社団法人菊池法人会並びに会員の皆様には、日頃から税務行政全般につきまして、深い御理解と格別の御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

また、菊池税務署の改修工事に伴いまして皆様方には御不便や御迷惑をおかけしておりますが、当分の間、菊池市役所七城支所庁舎内に仮庁舎を置き、執務を行いますので御理解と御協力をお願ひいたします。

さて、公益社団法人菊池法人会におかれましては、小学生に対する租税教室や税金クイズの実施、各種税法説明会更には献血活動など、法人会の新たな理念に沿った活動を積極的に実施していただいており、心から敬意を表する次第です。

ところで、本年10月1日から消費税率の10%への引き上げと、軽減税率制度が実施されます。軽減税率制度の実施に当たっては、取扱商品の適用税率の確認、適用税率ごとの区分経理など多くの事業者の方々に御対応いただく必要があります。事業者の皆様に制度の内容を十分に理解していただき、自ら適正な申告・納税を行っていただけるよう、法人会をはじめとする関係民間団体の皆様などと緊密に連携を図りながら、説明会の開催や講師派遣など、積極的な制度の周知・広報や丁寧な相談対応に取り組んでいるところです。皆様におかれましても、説明会への参加をはじめ、周知・広報に御協力いただきますよう、よろしくお願ひいたします。

間もなく、平成30年分所得税等の確定申告の時期を向かえますが、確定申告書作成コーナーやe-Taxに関する広報を例年以上に実施し、自宅等からのICTを利用した申告の推進を図ることで、相談会場の混雑解消など納税者サービスの向上を図ることとしております。

また本年1月からは、マイナンバーカードやICカードリーダーをお持ちでない方でも、税務署でIDとパスワードを受け取れば、自宅のパソコンやスマホからe-Taxで申告（ID・パスワード方式）ができるようになりました。手続等につきましては、国税庁ホームページ又は当署担当者へのお問い合わせによりご確認いただきまして、e-Taxのご利用による確定申告をお願いいたします。

結びに当たりまして、公益社団法人菊池法人会並びに会員の皆様の事業の御繁栄と御健勝を心から祈念いたしまして、新年のあいさつとさせていただきます。



菊池税務署長  
松永 成資



## 軽減税率制度への対応には準備が必要です!

2019年10月1日から、消費税及び地方消費税の税率が8%から10%に引き上げられるのと同時に、消費税の軽減税率制度が実施されます。軽減税率制度の実施に伴い、消費税等の税率は、軽減税率(8%)と標準税率(10%)の複数税率となります。

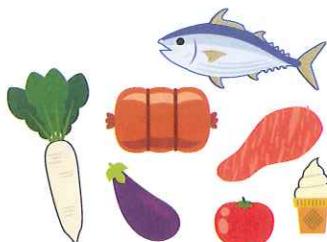
### 軽減税率(8%)の対象品目は、

- 酒類・外食を除く飲食料品
- 週2回以上発行される新聞(定期購読契約に基づくもの)

軽減税率制度は、全ての事業者の方に関係があります。以下のフローチャートを参考に準備が必要な事項をご確認ください。

特に、飲食料品を取り扱う(販売する)事業者の方は、税率ごとの商品管理やレジ・受発注システムの整備などの事前準備に相応の時間が必要な場合があります。早めの準備をご検討ください。

POINT



飲食料品の取扱い  
(販売)がある



飲食料品の取扱い  
(販売)がない

売上げ・仕入れを税率ごとに区分して経理し、売上税額・仕入税額を計算します。

#### ● 小売業・飲食業

- ・区分経理のためにレジの入替えの検討が必要です。
- ・システムを使用して仕入れの発注をしている場合、システム改修の検討が必要です。

#### ● 卸売業・製造業

- ・取引先に交付する請求書等の様式の検討が必要です。
- ・システムを使用した受発注をしている場合、システム改修の検討が必要です。

※右の①②③を全てご確認ください。

仕入れや経費に軽減税率(8%)対象品目があれば、区分して経理し、仕入税額の計算が必要です。

※右の②③をご確認ください。

1

レジの入替えやシステムの改修について

⇒ 2ページの①へ

2

請求書等の記載事項について

⇒ 2ページの②へ

3

帳簿の区分経理・記載事項について

⇒ 3ページの③へ

3ページの④では、飲食料品を取り扱う事業者の方が、適用税率の判定を行うに当たり、留意していただきたいポイントを掲載しておりますのでご覧ください。

## ① レジの入替えやシステムの改修について

軽減税率制度への対応が必要となる中小企業・小規模事業者等の方が、レジの導入や受発注システムの改修等を行う際に、その経費の一部を補助する「軽減税率対策補助金」の制度があります。



### 軽減税率対策補助金の2つの申請類型

**A型**

複数税率に対応できるレジを新しく導入したり、対応できるように既存のレジを改修したりする場合

**B型**

電子的な受発注システムを利用する事業者のうち、複数税率に対応するために必要となる機能について、改修・入替えを行う場合

軽減税率対策補助金に関するお問合せ先

軽減税率対策補助金の詳細は、「軽減税率対策補助金事務局」にお問合せください。

【専用ダイヤル】0570-081-222

【URL】<http://kzt-hojo.jp>

【受付時間】9:00~17:00 (土日祝除く)

## ② 請求書等の記載事項について

2019年10月からは、現行の請求書の記載事項に税率ごとの区分を追加した請求書等（区分記載請求書等）を売上先に交付していただくこととなります。課税事業者の方が仕入税額控除の適用を受けるためには、区分経理に対応した帳簿及び区分記載請求書等の保存が必要となります（区分記載請求書等保存方式）。

また、免税事業者の方は、課税事業者と取引を行う場合、区分記載請求書等の交付を求められる場合があります。

### 軽減税率制度に対応した区分記載請求書等の記載例

請求書において、軽減税率の対象となる商品に「※」といった記号等を表示し、かつ、「※は軽減税率対象」などの表示をする場合

同一の請求書において、軽減税率の対象となる商品と標準税率の商品とを区分し、軽減税率の対象となる商品として区分されたものについて、その全体が軽減税率の対象であることを表示する場合

軽減税率の対象となる商品に係る請求書と標準税率の商品に係る請求書とを分けて作成する場合

請求書		
株○○御中 XX年11月30日		
日付	品名	金額
11/1	米 <b>※ A</b>	5,400円
11/1	牛肉 <b>※ A</b>	10,800円
11/2	キッチンペーパー	2,200円
:	:	:
合計 <b>B</b>		131,200円
10%対象		88,000円
8%対象		43,200円
※軽減税率対象 <b>A</b> △△商事株		



請求書		
株○○御中 XX年11月30日		
日付	品名	金額
	軽減税率対象 <b>A</b>	
11/1	米	5,400円
11/1	牛肉	10,800円
:	:	:
8 %対象		43,200円
標準税率対象		
11/2	キッチンペーパー	2,200円
:	:	:
10%対象		88,000円
合計		131,200円
△△商事株		

請求書		
(軽減税率対象) <b>A</b> 株○○御中 XX年11月30日		
日付	品名	金額
11/1	米	5,400円
11/1	牛肉	10,800円
:	:	:
合計		43,200円
△△商事株		

請求書		
株○○御中 XX年11月30日		
日付	品名	金額
11/2	キッチンペーパー	2,200円
:	:	:
合計		88,000円
△△商事株		

- Ⓐ 軽減税率の対象であることが明らかになるよう「軽減税率対象」などを記載
- Ⓑ 税率ごとに区分して、合計した課税資産の譲渡等の対価の額（税込み）を記載

軽減税率の対象となる取引がない場合は、標準税率の対象となる取引の金額を記載していれば足り、「8% 0円」といった軽減税率の対象となる取引の金額の記載は要しません。 ⇒ 現行の請求書と変わりありません。

### ③ 帳簿の区分経理・記載事項について

2019年10月からは、現行の記載事項に加え、毎日の売上げ・仕入れ（経費）を税率ごとに区分して帳簿に記載しなければなりません。

帳簿の記載事項	【請求書等保存方式】 (現行制度)	【区分記載請求書等保存方式】 (2019年10月~)
	①課税仕入れの相手方の氏名又は名称 ②取引年月日 ③取引の内容 ④取引の対価の額	左記①～④の記載事項に加え ・軽減税率の対象品目である旨

#### 【記載に関する留意点】

- ①「軽減税率の対象品目である旨」の記載は、軽減税率の対象となる取引であることが客観的に明らかであるといえる程度のものとする必要があります。
- ②一定期間分の取引をまとめて記載した請求書等が交付された場合は、その期間分の取引をまとめて帳簿に記載することとしても構いません。

#### 記載例



XX年		摘要	借方(単位:円)
月	日		
11	30	株○○物産 雑貨(11月分)	88,000
11	30	株○○物産 ※食料品(11月分) A	43,200
:	:	:	B

(※:軽減税率対象品目)

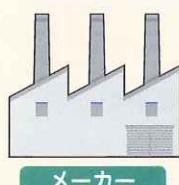
A 軽減税率の対象には「※」などの記号を記載します。

B 「※」などの記号が軽減税率の対象であることを示すことを記載します。

### ④ 適用税率の判定に当たりご留意いただきたいポイント！



軽減税率かどうかの判定はいつ？



メーカー

メーカーが「飲食料品」として商品を販売したかにより、税率を判定

軽減税率が適用される取引かどうかの判定は、商品の販売を行ったとき（取引時点）に判定します。



卸売業者

卸売業者が「飲食料品」として商品を販売したかにより、税率を判定



小売店

#### 業種ごとのポイント

適用税率の判定を行う際は、以下の点にご留意ください。



##### 食品製造業

- ・飲食料品を製造するための外注加工費は、**標準税率**が適用されます。
- ・製造工場等での直売であっても、飲食設備等で飲食させる場合、「外食」に該当し、**標準税率**が適用されます。

##### 食品卸売業

- ・通常必要な容器（缶・トレイ等）に入った食品の販売には、全体に**軽減税率**が適用されます。
- ・イートインスペースを設置している小売店等は、持ち帰り販売は**軽減税率**、店内飲食であれば、**標準税率**が適用されます。

##### 小売業

- ・飲食店での食事の提供やケータリング等は、**標準税率**が適用され、持ち帰り販売、出前等は**軽減税率**が適用されます。

##### 飲食業

## 軽減税率制度に対応するため、 次の事項をチェックしてみましょう!!

軽減税率制度の実施に伴い、事業者の方々は準備が必要となりますので、  
次の項目を参考にご自身でご確認ください。



### ステップ1 軽減税率制度の内容の確認

- 軽減税率制度の実施時期、軽減税率の対象品目、仕入税額控除のための帳簿及び請求書等の記載事項、納税事務（税額の計算）
- 事業者の準備を支援する仕組み：「軽減税率対策補助金」

※ 全国の税務署等で、事業者の方々に対する説明会を開催しておりますので、ぜひご参加ください。

### ステップ2 対応が必要な事項の把握と準備の開始

- 影響が生じる事務の確認及び業務手順の見直し
- 現行の帳簿及び請求書等の記載の仕方から区分記載請求書等保存方式への対応
- 会計システム等の導入・改修・入替え
- 軽減税率制度に対応したレジの導入・改修及び受発注システムの改修・入替え（「軽減税率対策補助金」の活用の検討）
- 軽減税率対策補助金の交付申請手続き（一部ベンダーなどによる「代理申請制度」の利用が可能です。）

### ステップ3 売上・仕入商品の税率区分

- 売上・仕入商品に係る税率区分（軽減税率の対象取引の有無）の確認

### ステップ4 業務手順の見直しやレジ・システムの操作確認

- 日々の商品管理や販売管理方法の見直し（商品マスターの見直し）
- 税率区分に応じた経理処理の見直し（経理処理マニュアルの整備）
- 納品書や請求書などの帳票の見直し（取引先との連絡・調整）
- 買換え又は改修したレジ・受発注システムの操作確認

### ステップ5 制度の実施に向けた本格的な準備

- 商品ごとの税率区分等をシステムに登録（商品マスターの整備）
- 値札の付け替え、価格表示の変更準備
- 従業員への研修（説明会等への参加）、店頭などの消費者向けの周知（店頭ポスターなど）

#### 軽減税率制度に関するお問合せ先

- 軽減税率制度に関するご相談は、「消費税軽減税率電話相談センター（軽減コールセンター）」で受け付けております。  
【専用ダイヤル】0570-030-456 【受付時間】9:00~17:00（土日祝除く）
- 軽減税率制度についての詳しい情報は、国税庁ホームページ（[www.nta.go.jp](http://www.nta.go.jp)）内の特設サイト  
「消費税の軽減税率制度について」(<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/index.htm>)をご覧ください。

軽減税率制度の特設サイトへは

国税庁 軽減税率



又は

最新の軽減税率制度の説明会の開催日程については、  
こちらのQRコードからアクセスすることができます。



## 第31回菊池法人会チャリティゴルフ大会

平成30年9月10日(月)、熊本空港カントリークラブでチャリティゴルフ大会が開催されました。前日まで2日間降り続いた雨も未明には止み、清々しい秋晴れの中、優勝目指して63名の皆様が熱戦を繰り広げました。優勝は合志支部の富永康嗣(有)トミナガ)さん、準優勝は合志支部の後藤正廣(ユーバレス弁天)さんでした。



左 富永さん 右 山下会長



表彰式の様子

## チャリティ金寄付(チャリティゴルフ)

平成30年11月30日(金)菊池市のNPO法人菊池ひまわりの会(崎村弥生理事長)へ石油ファンヒーター1台、掃除機1台を寄贈しました。

これはチャリティゴルフ大会(30年度は63名参加)時に参加者1人あたり千円の寄付を頂き、選定した寄付先に必要な物品をお聞きして寄贈している事業です。今年度は菊池支部が寄付先を選定しました。

菊池ひまわりの会は、障がい福祉サービス就労継続支援B型事業所で、障がいの方達が電子部品などの軽作業をしています。今回は作業場で使うファンヒーターと掃除機が老朽化しているので買替たいとのご希望があり寄贈しました。崎村理事長からは「作業場の暖房や清掃に大切に使わせて頂きます。」と御礼の言葉を頂きました。



前列左から崎村理事長  
加茂野副会長  
山下会長

## RKKアナウンサー木村和也氏講演会

平成30年11月9日(金)、午後4時30分から菊池市の菊池グランドホテルで木村和也氏の講演会を行いました。事業研修委員会(中村修委員長外委員7名)が6月から準備を始めて、講師選定、出演交渉、ポスター作成とがんばってきました。当日は会員以外の方も含めて約80名の皆さんに参加頂きました。

木村氏は東京生まれ、熊本に初めて来た時には、熊本弁の洗礼を受けたようです。RKKへ行く道がわからず、通りかかった男性に「RKKはどこですか?」と聞くと「ぎゃん行って、ぎゃん行って、こぎゃん行けばRKKたい」と言われ、全くわからず、次に女性に聞くと「右さん行って、左さん行って、真っすぐですよ」と言われ、熊本の女性は右や左に「さん付け」する優しい人が多いのだなど感心した。という笑話で会場を和ませ、また取材中の事故で脊髄損傷の大怪我を負い、約8ヶ月の入院を経て奇跡的に仕事復帰をした時には多くの皆さんから励ましの言葉を頂き、1%の奇跡を信じてリハビリしたことなどをお話し頂きました。1時間半という時間があっという間に過ぎた講演会となりました。



挨拶する中村事業研修委員長



講演会の様子



講演中の木村和也氏

## 平成31年度税制改正に関する提言書提出

平成30年11月29日(木)、永野税制委員長が衆議院議員坂本哲志事務所と菊池市役所(江頭実市長、柁原賢一市議会議長)を訪問し、平成31年度税制改正に関する提言書を提出しました。

平成31年度税制改正スローガンは以下のとおりです。

- 財政健全化は国家的課題。目標の早期達成に向けて全力を!
- 少子高齢化の急速な進行は不可避。社会構造変化に対応した社会保障制度の確立を!
- 中小企業向け税制措置を拡充し、真の経済再生を!
- 中小企業は雇用の担い手。事業承継税制の改革は地方活性化のためにも重要!

※提言内容の詳細は全法連ホームページをご覧ください。



左:市民環境部税務課 堀内一幸課長  
右:永野税制委員長



左:菊池市議会事務局 徳永裕治局長  
右:永野税制委員長

## 菊池税務署長表彰及び税に関する作品表彰

平成30年11月13日(火)合志市のユーパレス弁天で、平成30年度菊池税務署長表彰と税に関する作品表彰が行われ、本会副会長の大塚康幸氏(大津町、おおつかホーム株)が受賞しました。

また、同日に菊池郡市の小中高生の税に関する作品表彰が行われ、菊池法人会長賞(小学生書道の部)を菊池市立菊之池小学校の高宮奏音(タカミヤ カノン)さんへ贈りました。



挨拶する松永菊池税務署長



祝辞を述べる山下法人会会长



表彰状を授与する山下会長



左:大塚康幸氏、右:松永税務署長

## 公益社団法人 菊池法人会 入会のご案内

一緒に学び、遊び、地域に貢献しながら  
人の輪を広げてみませんか?  
ご入会をお待ちしております。



1.入会金 無し

2.会費 年1万円(入会年度は5千円)

3.特典 ①各種研修会や講演会の受講 ②地域の社会貢献活動への参加  
③人脈が広がる異業種交流会 ④法人を対象とした各種保険の充実  
⑤ゴルフ大会など会員交流活動

4.問合先 公益社団法人 菊池法人会 事務局

☎0968-36-9444

法人会

## インターネットセミナーの提供

菊池法人会では、研修事業の一環としてインターネットセミナーの配信を行っております。専門家の解り易いセミナーが数多く無料でご覧頂けます。是非ご活用ください。

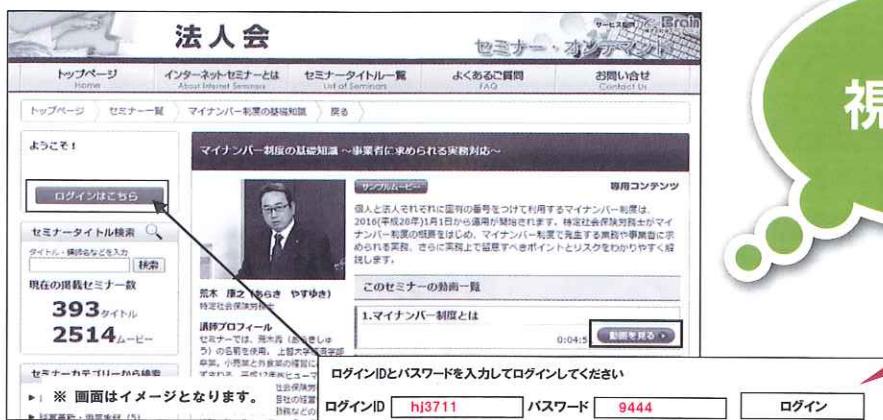
### 菊池法人会よりインターネット セミナーのご案内

菊池法人会のホームページから無料でセミナーがご覧いただけます。

菊池法人会

検索

で検索いただけます。



視聴は無料

会員は専用 ID とパスワード  
を入れてログインする事に  
より多くのコンテンツが  
視聴可能となります。

ID・パスワードは 会員ID:hj3711 パスワード：9444

会員の方は 370 タイトル以上のセミナーが  
無料で受講できます。

お問い合わせは 菊池法人会事務局まで  
TEL : 0968-36-9444

## 自主点検チェックシートの提供

法人会は自主点検チェックシートを皆様へ提供しています。このシートを使うことにより「法人事業概況説明書」に新たに設けられた「社内監査欄」に実施有無に○を付けて提出することが出来ます。また「加入組合等の状況欄」に菊池法人会会員（役員であれば役職名）を記入出来ます。

# 企業の税務コンプライアンス 向上のために

国税庁後援

## 自主点検チェックシートをご活用ください！

企業を成長させるためには、売上を増やし利益を上げることはもちろんですが、内部統制面の強化や経理面の質を向上させることも重要な要素です。「入出金が適切に管理されるようになる」「内部の不正行為を未然に防止できる」など結果的に企業の成長にもつながることが期待できます。

法人会では、こうした「自主点検」を簡単にできるようにするために、「自主点検チェックシート・ガイドブック」を作成いたしました。企業の皆様、自社の成長・税務リスクの軽減のために、ぜひご活用ください。



○ 点検結果記入表  
(3月31日点検分)

点検担当者： 法人 太郎

項目番号	点検担当者記入欄		改善方針
	点検結果	代表者記入欄	
18	確認したところ遅延が1件 あった。		売掛金の回収不能を防ぐため、取引先に遅延の理由を確認するようにした。

○ 点検項目チェック表

II 貸借関係  
(資産科目)

科 目 等	点 検 項 目	点 検 棚			
		9/30	3/31	/	/
現預金 小切手 受取手形	12 手許現金と帳簿の残高は一致していますか。	○	○		
	13 現金、小切手による高額又は予定外（緊急）の支払いは、その理由が明らかにされていますか。	○	○		
	14 預金（通帳）と帳簿の残高は一致していますか。	○	○		
	15 受取手形の現物と補助簿（受取手形記入帳）は定期的に照合されていますか。	○	○		
売掛金 未収金	16 補助簿（売掛一覧表）と得意先に対する請求残高は一致していますか。	○	○		
	17 残高がマイナスになっている得意先については、その理由が明らかにされていますか。	○	○		
	18 回収が遅延しているものについては、その理由が明らかにされていますか。	○	X		
	19 入金条件（決裁日、決裁手段）に変更があるものについては、その理由が明らかにされていますか。	○	○		

「自主点検チェックシート」は社内体制のほか、貸借関係や損益関係等に分かれ、全部で83の点検項目があります。

また、企業規模や業種に関わりなく企業のガバナンス確保に必要な基本事項を40項目選定した「入門編」もあります。

点検結果が「X」であった項目については、その内容を「点検結果記入表」に記入し、代表者に報告します。代表者は点検結果に基づき、今後の改善方針を決めます。

お問い合わせ先

菊池法人会

電話番号：0968-36-9444  
E-mail kikuhoujin@juno.ocn.ne.jp